

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第246回 国家秘密保護法の改訂

2024年2月27日、中国全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国国家秘密保護法」の改訂を行い、5月1日から施行されます。中国政府が国家の安全と国家秘密を理由として行う法執行活動が活発化している中、本法の改訂は日系企業にとって注目に値します。今回はそのポイントと注意事項について、解説いたします。

◇日系企業が中国で得た情報が国家秘密に該当するかどうか

日系企業が中国で事業を展開し、中国政府（商務部や工業情報化部等、中央政府機関及び地方政府）や中国の国有企業を訪問する際、業界並びに企業の状況についての交流が頻繁に行われます。交流の際、訪問対象からの未公開業界や企業情報について、法律における国家秘密に関する定義は原則的で幅広いものであるため、具体的な情報の法的属性に対して正確に判断することは容易ではありません。現地の対応者にとって、国家秘密に該当するか、日本本社に報告してもよいかという点の判断は、常に戸惑うものです。

こうした問題についてのアドバイスは次の通りです。

- (1) 訪問対象が情報の管理者あるいは提供者の場合、直接、相手に情報が秘密関連の情報か、日本本社に報告してもよいかどうかを確認することができます。
- (2) また弁護士による確認及び法的審査も可能です。

◇本法が日系企業にとって注目に値するポイントと注意事項

1. 本法は国家秘密の定義付けをしています。即ち、国家の安全と利益に関わり、法定プロセスに照らした一定期間に、一定の範囲の者に限って知り得る情報ということです。これは主に次の情報が含まれます。

- (ア) 国事の重大な意思決定における秘密事項。
- (イ) 国防建設や武装力についての活動における秘密事項。
- (ウ) 外交活動における秘密事項や対外的に守秘義務を負う秘密事項。
- (エ) 国民経済や社会の発展における秘密事項。
- (オ) 科学技術における秘密事項。
- (カ) 国家安全維持活動や刑事犯罪の捜査における秘密事項。
- (キ) 政党の秘密事項の中で国家秘密に該当する事項。
- (ク) 国家秘密保持行政管理機関が確定したその他の秘密事項。

2. 国家秘密の秘密ランクを極秘・機密・秘密の三ランクに分け、異なる秘密ランクの秘密情報には、異なる秘密保護措置を採用し、違法行為を行った場合に生ずる法的責任も大きく異なるものとなりました。

(ア) 極秘レベルの国家秘密は、最重要の国家秘密であり、漏洩すれば国家の安全と利益が特に著しい損害を被るもの。

(イ) 機密ランクの国家秘密は、重要な国家秘密であり、漏洩すれば国家の安全と利益が著しい損害を被るもの。

(ウ) 秘密ランクの国家秘密は、一般的な国家秘密であり、漏洩すれば国家の安全と利益が損害を被るもの。

3. 国家秘密及びその秘密ランクの具体的な範囲については、国家秘密保持行政管理機関・中央国家機関・中央軍事委員会が規定します。なおかつ、秘密保持事項の範囲は、随時調整が行われる可能性があります。

4. 国家機関と国家秘密に関わる企業（幾つかの国有企業が関連してきます。以下「秘密関連機関」）が当該企業の秘密保持業務を管理します。

秘密関連機関は、秘密保持業務責任制を実行し、秘密保持業務機関を設置するか、担当者を指定して秘密保持業務を担当させます。企業の主な責任者及びその指定した者が当該企業の国家秘密を確定・変更・解除する業務を担当します。

5. 秘密保持期間の設定は、原則として極秘ランクは30年まで、機密ランクは20年まで、秘密ランクは10年までとされています。期間を確定できない場合には、秘密解除の条件を確定する必要があります。秘密関連機関は、業務の必要性に基づいて、具体的な秘密保持期間・秘密解除期間・秘密解除条件を確定します。関連する情報が正式に公開された時点で、秘密が解除されたものと見なされます。

6. 本法では、機関が海外または海外の中国国内に設立した組織・機関へ国家秘密を提供する場合、国の関連規定に基づいて手続きすることを定めています。現時点では、これに関する新たな具体的な規定は見当たりませんので、引き続き従来の規定を援用して対応する可能性が高いと思われます。

7. 機関の中で生じたか、あるいは国家秘密に該当しないものの、漏洩した場合、一定の悪影響をもたらされる情報については、秘密保護措置を講じて管理することができます。ここから類推しますと、国家秘密以外の情報でも規制を受ける可能性があるため、日系企業が判断する上での難しさを高めています。

◇日系企業の皆様へのアドバイス

上記1から3の内容から、国家秘密情報の確定方法は原則的かつ、変動性が存在するため、日系企業にとっては、依然として判断の難しさや不確定性に直面しております。上記4から7の内容から、具体的な秘密情報の確定や管理は各秘密関連機関が各自対応しています。このため前述の事例で紹介した直接交流対象に確認し、弁護士に法的チェックを依頼する方法は今後も有効な対応方法となるでしょう。

エネルギー企業の湖北能源、1～2月発電量は50%増

中国湖北省の国有エネルギー会社で発電事業などを手掛ける湖北能源集団はこのほど、今年1～2月の同社の発電量が前年同期比50.38%増の75億2500万キロワット時(kWh)だったと発表した。北極星電力網が11日伝えた。

同社は中国の水力発電最大手、中国長江三峡集団(湖北省武漢市)傘下で、火力や水力、風力、太陽光による発電事業などを行っている。

1～2月、火力による発電量は前年同期比20.01%増の43億9600万kWh、水力は216.10%増の24億1500万kWh。また風力は9.63%増の2億9600万kWh、太陽光は36.16%増の4億1800万kWhだった。(時事)